

第二十三号議案

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区事務手数料条例の一部を改正する条例
江戸川区事務手数料条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。
別表第二健康部の表六十五の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

付 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

（説明）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四百十五号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。